

## 平成29年度 公共係船施設 新規係船者募集要項

公益財団法人 浜名湖総合環境財団は、浜名湖の公共係船施設（舞阪P B S及び公共マリーナ）において新規係船者（係留船）を募集します。

応募する方は、この募集要項をよくお読みの上、「利用申込書」等必要書類を提出してください。

### 1 募集期間

平成29年6月1日（木）～平成29年6月30日（金）

（郵送による提出の場合は6月30日（金）消印有効）

### 2 募集条件

公共係船施設に係留する船は、以下の条件をすべて満たす必要があります。

（1）船の登録長8m以下で、募集する空きバースに係留可能なプレジャーボートであること

※漁船登録されている船、水上バイク、ディンギー、手漕ぎボートは不可

（2）募集開始日から遡って3か月の間（平成29年3月～5月）、民間マリーナに保管契約されていないこと

（3）法的及び機能的に航行の用に供することができること

※船舶検査証書の有効期限が到来していない船舶であること

（4）静岡県河川管理条例第2条に基づく通航の届出を行っている又は行う予定であること

※通航期限が到来していないこと

（5）係船施設利用契約時にプレジャーボート損害保険に加入すること

### 3 募集箇所と募集隻数

（1）舞阪P B S 17隻

（2）公共マリーナ（宇布見・伊佐見・伊佐地川・伊目・三ヶ日・入出・浜名）

63隻

※応募者多数の場合は、抽選となります。

※付帯設備（トイレ・駐車場）等の条件が異なりますので、現地確認や問い合わせにて御確認下さい。

### 4 提出書類

（1）利用申込書

（2）船舶検査手帳、小型船舶登録事項通知書の写しやカタログ等、船のデータ（所有者・型式・船長・船幅等）が分かる書類

## 5 応募方法

前記提出資料を、6月30日（金）までに（公財）浜名湖総合環境財団へ提出（郵送又は持参）してください。（郵送による提出の場合は当日消印有効）

〒430-0929 浜松市中区中央一丁目12番1号 静岡県浜松総合庁舎10階  
公益財団法人 浜名湖総合環境財団

## 6 施設利用料金（係船料）

今回の募集では10月1日供用開始のため、下記年額の2分の1（6か月分）を供用開始日（9月30日）までにお支払いいただきます。

なお、利用料金は、係留する船舶が無くてもお支払いいただきます。

### （1）舞阪PBS

船舶登録長	種別	県内居住者		県外居住者	
		月額	年額	月額	年額
6 m以下	1種	5,220 円	62,640 円	6,210 円	74,520 円
	2種	10,440 円	125,280 円	12,510 円	150,120 円
6 m超 ～8 m以下	1種	7,830 円	93,960 円	9,360 円	112,320 円
	2種	15,660 円	187,920 円	18,810 円	225,720 円

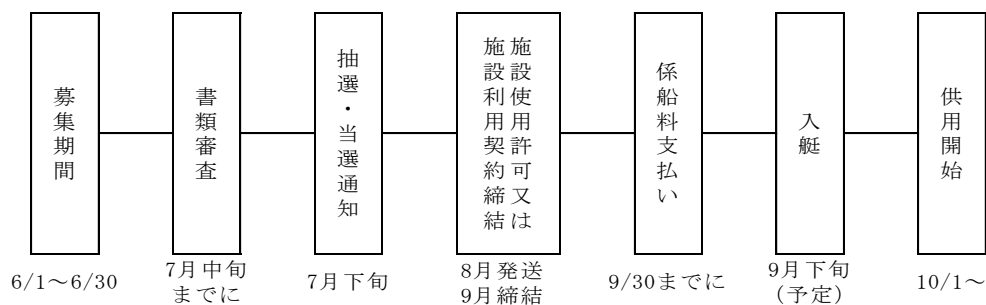
（注）＊1種艇：2種以外のプレジャーボート

＊2種艇：船幅2.3m以上かつ、投影面積（船長×船幅）が13㎡以上のプレジャーボート

### （2）公共マリーナ

船舶登録長	県内居住者・年額	県外居住者・年額
6 m以下	85,320 円	102,600 円
6 m超～8 m以下	122,040 円	145,800 円

## 7 応募後の手続き等



## 8 留意事項

- (1) 提出書類の審査の上、応募者多数の場合は第三者立会いのもと抽選により当選者を決定します。当選した権利は他者に譲渡できません。
- (2) 舞阪PBSと公共マリーナでは当選後の施設利用契約手続き及び係留料金等が異なります。

※当選者は(公財)浜名湖総合環境財団と「公共係船施設利用契約書」を締結してください。舞阪PBSは「浜名港プレジャーボート係留施設使用許可」を申請して下さい。

- (3) 応募内容に虚偽又は不正の事実があったときは、当選を取り消すことがあります。当選後の施設利用契約許可手続き等に不備があった場合も、当選を取り消す場合があります。
- (4) 公共係留施設は、放置艇を減らし、水域の利用を適正化する目的で整備した簡易な係留施設であり、台風、津波及び高潮等の自然災害や盗難等に対する安全性を保証するものではありません。係留された船舶及び船備品等の管理は利用者自ら行っていただくこととなります。  
(自己責任で船舶の管理ができない方及び安全性やサービスを追求される方は、民間マリーナの利用をお願いします)
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号及び第6号に規定する暴力団や暴力団員、静岡県暴力団排除条例、浜松市暴力団排除条例、湖西市暴力団排除条例の第2条第3号に該当する方は応募できません。

## 9 お問い合わせ先

応募方法、係船施設(付帯設備含む)等に関するお問い合わせは、(公財)浜名湖総合環境財団までお願いします。

公益財団法人 浜名湖総合環境財団

浜松市中区中央一丁目12番1号 静岡県浜松総合庁舎10階

公益財団法人 浜名湖総合環境財団

TEL 053-458-6043

FAX 053-458-8309

## 新規係留者 募集箇所



## 新規募集隻数 (箇所及び係留幅)

箇所 係留幅	舞阪 PBS	公 共 マ リ ー ナ						
		宇布見	伊佐見	伊佐地川	伊 目	三ヶ日	入 出	浜 名
2.1m				5				
2.3m	10	5	12		5	5		5
2.5m							6	
2.8m	7		3		3	3	3	
3.0m		3						
3.3m						2		
3.5m		2					1	
計	17	10	15	5	8	10	10	5

※船幅にプラス 40~50cmの余裕を見込んだ係留幅でお申し込みください。

※入出の 3.5mの1隻はヨットのみ ※当選後マリーナ移動は出来ません。

(公財) 浜名湖総合環境財団 理事長 様

公共係船施設利用申込書

申込者 住所 〒 \_\_\_\_\_  
(施設利用契約者)

ふりがな  
氏名

印

(法人の場合は代表者氏)

電話 ( \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_

携帯 \_\_\_\_\_

募集要項に従い、公共係船施設利用を申し込みます。

係留する船艇

船舶の種類 (いずれかにレ 印)	<input type="checkbox"/> モーターボート <input type="checkbox"/> ヨット <input type="checkbox"/> 和船タイプ		
	<input type="checkbox"/> 新規購入 (予定) <input type="checkbox"/> 中古購入 (予定) <input type="checkbox"/> 所有		
船名 (ある場合)			
船舶の長さ (登録長) 及び 幅	長さ _____ m	幅 _____ m	
通航届出番号 (ある場合)			
小型船舶登録番号 (ある 場合)			
希望する施設名及び係留 幅  (募集要項参照)	第1希望	( _____ )	( _____ ) m幅
	第2希望	( _____ )	( _____ ) m幅
	第3希望	( _____ )	( _____ ) m幅

添付書類

- ・既に船舶を所有している方は船舶検査手帳、小型船舶登録事項通知書の写し
- ・新規艇,中古艇の場合はカタログ等 (船長、幅等が分かるもの)

注意事項

- ・係留する船艇は、申込者 (施設利用契約者) 本人所有の船艇に限ります。他人名義の船艇を係留したり係留場所を転貸することはできません。
- ・施設利用契約は他人に権利譲渡できません。また抵当や債務の担保に供することも禁止します。
- ・提出された個人情報 は施設利用契約のみに用い、目的外使用や第三者への情報提供は行いません。
- ・係留幅 = 船幅ではありません。船幅に余裕を見込んだ係留幅でお申し込みください。
- ・施設利用料は係留する船舶が無くてもお支払いいただきます。